

長万部町外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、労働者等からの公益通報を適切に処理するため、本町が講じるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 次のいずれかに該当する者が法第2条第3項に定める通報対象事実に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本町の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。

ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者

ウ 事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日1年以内従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

エ 役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法及び法に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。

(2) 通報対象事実 次のいずれかの事実をいう。

ア 法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する科料の理由とされている事実

イ 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することがアに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

(3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する担当課等をいう。

(4) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(外部公益通報窓口)

第3条 外部公益通報窓口は、総務課に置くものとする。

(外部公益通報)

第4条 外部公益通報窓口の職員は、外部公益通報及びこれに関する相談は書面又は面談、電話等その他の方法により受け付けるものとする。

2 前項の規定による外部公益通報及びこれに関する相談は、外部公益通報等受付書（様式第1号）によるものとする。

3 外部公益通報は、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料等を示して通報する場合は、匿名によることができる。

(外部公益通報の受理等)

第5条 総務課長は、外部公益通報等受付書を速やかに審査し、外部公益通報であると認めるときはこれを受理し、所管課へ引き継ぐものとする。

2 総務課長は、前項の受付書を受理したときはその旨及び次条に規定する調査を開始する旨を、受理しない場合はその旨及びその理由を、当該受付書を提出した通報者に外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による場合及び特に希望しない通報者に対しては、この限りでない。

3 所管課は、受付書の受理後において、長万部町ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示書（様式第3号）により教示するものとする。

(調査の実施)

第6条 所管課は、通報者の秘密を保持し、当該通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を行わなければならない。

2 調査において、通報対象事実に係る所管課が複数ある場合は、各所管課は連携して調査を行うものとする。

3 所管課は、前項の調査結果を町長に報告するとともに、通報者に対し調査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、匿名による場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第7条 町長は、前条の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、関係法令に基づく処分、勧告等の適切な措置を講ずることとする。

2 町長は、措置を講じたときはその内容を、適切な法令の執行の確保、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、措置内容通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、匿名による場合及び公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 外部公益通報の処理に係る事務に従事する者は、当該事務において職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（資料の管理）

第9条 外部公益通報に係る記録及び関係資料については、秘密の保持に配慮して適切な方法で管理しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。